

3 経営第1330号
令和3年8月10日

地方農政局経営・事業支援部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長
一般社団法人全国農業会議所会長

殿

農林水産省（※1）経営局農地政策課長

農地法第3条第1項の許可事務の迅速化及び簡素化について

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条第1項に基づく許可事務については、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）において、適正な処理をお願いしてきたところで

す。
また、令和3年5月25日に農林水産省として取りまとめた「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」において、「地方自治体や地域の農業者等の事務負担の軽減を図るため、事務手続書類の簡素化、デジタル技術の活用等を図る」としたところです。

これらを踏まえ、法第3条第1項の許可事務の迅速化及び申請書類の簡素化について、下記の内容を管内農業委員会等に通知するよう都府県に通知願います。（※2）

（施行注意）

※1 地方農政局経営・事業支援部長宛てには記載しない。

※2 地方農政局経営・事業支援部長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛てにあつては、「下記の内容を管内農業委員会等に通知するよう県（関東農政局経営・事業支援部長宛ては「都県」、近畿農政局経営・事業支援部長宛ては「府県」）に通知願います。」

北海道農政部長宛てにあつては、「下記の内容を貴管下の農業委員会に対して、貴職から通知いただくようお願いします。」

一般社団法人全国農業会議所会長宛てにあつては、「下記の内容を農業委員

会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構に対して、貴職から通知いただくようお願いします。」とする。

記

1 法第3条第1項の許可事務の迅速化

法第3条第1項の許可事務については、事務処理要領別紙1の第1の3において、標準的な事務処理期間を4週間と定めているが、農地の権利取得の円滑化を図る観点から、許可事務の更なる迅速化に努めていただくことが重要である。

この点、法第3条第1項の許可申請書の提出期限を毎月25日、その許可の可否を審議する総会を翌月5日と設定し、あらかじめホームページで周知徹底した結果、提出期限日から10日程度の期間で許可事務を行っている農業委員会も見受けられる。

これらのことを踏まえ、農業委員会においては、管内における法第3条第1項の許可申請件数及び許可事務の状況等を勘案し、以下の①及び②も参考に許可事務の迅速化に取り組んでいただきたい。

- ① 総会の開催日を明確にした上で、過去の月ごとの申請件数を踏まえ、当該開催日から逆算した許可申請書の提出期限を設定し、広報誌やホームページに掲載するなど、その周知徹底を図ること。
- ② 法令（条例含む。）によりその権限に属せられた事項を処理する場合その他その区域内の農地等の利用の最適化の推進に関する事項等に関する事務を行う場合において、各事務の事務処理量の多寡に応じて、申請書等の提出書類について、異なる提出期限日を設定すること。

2 許可申請書の添付書類の簡素化

法第3条第1項の許可申請書の添付書類については、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第10条第2項に定められているところであるが、同項第10号の「その他参考となるべき書類」について、一律に書類の添付を求めることがないようにするとともに、同項第1号から第9号までに掲げる書類以外の書類の添付を求める場合には、その理由を明らかにすること。

3 許可事務の期間等の報告について

農業委員会は、法第3条第1項の許可事務の期間等について、別添報告様式に

より、毎年4月における許可に関し、その状況を5月末日までに都道府県に報告し、都道府県は農業委員会ごとの報告を取りまとめの上、6月10日までに地方農政局等（北海道にあつては経営局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に報告するものとする。ただし、令和3年4月におけるその状況については、9月10日までに都道府県に報告し、都道府県は農業委員会ごとの報告を取りまとめの上、9月22日までに地方農政局等に報告するものとする。

報告を受けた地方農政局等は、総会の開催日及び当該開催日ごとの許可申請書の提出期限が従来通りであると認められる場合には、提出期限日について再設定を働きかけるとともに、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構（以下同じ。）（※3会議所宛てにあつては、「都道府県機構」とする。）に対し、情報の共有を行うものとする。

また、都道府県機構は、効率的かつ効果的に事務を実施されている農業委員会の取組を公表すること等により、他の農業委員会が、許可事務を迅速に行うことができるよう支援を行うものとする。